

学 位 請 求 論 文 要 旨

旧満洲日本語教育における教育政策および教科書に
関する研究

2 0 2 0 年 1 月

城西国際大学大学院 人文科学研究科
比較文化専攻

呂 欧

本研究は旧満洲日本語教育における教育政策と教科書を考察し、さらに教育体験者のオーラル・ヒストリーを分析して、そのうえ、旧満洲日本語教育の実態を追究するものである。

本研究は教育側と教育の受け手側の両面から、旧満洲の日本語教育実態を考察した。教育側の側面からは、教育政策と教育関係法規を追究し、その上、教科書についての内容分析を行った。さらに歴史の真実に近づき、日本語教育の本当の実態を考察するためには、もう一方教育の受け手側の視点からも分析を行った。今度は旧満洲の日本語教育を経験した教育体験者のオーラル・ヒストリーから着手し、その分析を通して、当時の教育政策と教科書について実証して、学習者が実際どのような日本語教育を受けていたかを追究した。この二つの方面合わせて、旧満洲の日本語教育実態の実像が見えてきた。

第1章の序論では、本研究の研究目的と出発点を明らかにした。筆者は大連の日本語教育に携わっている者として、中国全国においてリードしている大連の日本語教育の歴史に興味があるだけでなく、それを明らかにする義務も感じていた。その特別な歴史的経緯があつてこそ、今の大連の日本語教育の現状があるからである。この研究を通して、旧満洲の日本語教育を明らかにし、さらに未来へ向かって日本語教育のあるべき姿を再検討することが期待できよう。

第2章では、これまでの旧満洲日本語教育に関する先行研究を概観した。今まで中国と日本の研究者により、多くの研究成果を挙げているが、教育政策と教育内容との繋がり、教育体験者のオーラル・ヒストリー分析などの面において、まださらに研究する余地が残されていることが先行研究をまとめて分かった。まず、これまでの旧満洲日本語教育に関する研究は概観的で巨視的なものが多かった。特に中国の研究者により、この段階の日本語教育史を全体的に研究する巨著的なものが多く書き上げられているが、ほとんど編年史であり、課題を細分化させた具体的な論証に欠けているのが共通の問題点である。また、日本の研究者によって、教育内容を追究した教科書研究がなされているが、その教育内容が如何に教育法規や教育政策に影響され、変遷してきたかを検討するものは希である。さらに、実際旧満洲の日本語教育を受けた人にとって、当時の日本語教育の教育政策と教科書をどう理解したかのような教育体験者に関する研究もまだ更なる考察が必要である。よって、本論の研究課題を教育政策及び教育法規の沿革に関する検討、教育内容である教科書についての考察、さらに教育体験者によるオーラル・ヒストリーの分析の三つに設定した。

第3章は研究一で、植民地政策の形成を追究してから、旧満洲における教育政策及び教育関係法規の沿革を探った。旧満洲日本語教育の教育政策と教育法規について、偽満洲国成立前の時期をの「軍事管制時期」、「関東都督府統治時期」と「関東庁統治時期」という三つの時間段階に分けて考察し、偽満洲国成立後の時期を、1937年に「新学制」の実施を境に、二つの時間段階に分けて分析を行った。旧満洲において、偽満洲国成立前は、最初は伊沢修二が台湾で行った「同化教育言語政策」を真似して教育法規を制定したが、社会情勢の変化、または教育者や学習者の反対で徐々に変革してきたことが判明できた。1906年、旧満洲において初めての公学堂規則「関東州公学堂規則」が公布された。関東州公学

堂規則が公布された当初、ほとんどの官吏は台湾総督府の出身者であったため、この規則はほぼ台湾の「同化教育」の柔軟策と言えるものである。したがって、岩間徳也をはじめとする旧満洲の日本語教育者や学習者は日本語教育を重視しすぎていること、地理、歴史、理科など日常に最も必要な教科を欠いていること、それぞれの土地の状況を見ずに大連を中心にものを考えていることなどを理由として強く批判した。その中、最も不満を持っているのは日本語中心の教育問題である。それに対して、1908年と1915年に「関東州公学堂規則」を二回改正した。この二回の改正で軍国主義色彩の規則の削除、地理、理科等の科目の増設、日本語授業の削減などの対策を取った。ただし、日本語の授業時間数は相変わらず漢文の授業より時間数が多いことから、日本語普及の方針は変わっていなかったと言える。以上の教育規則の変化から、旧満洲植民地統治当局は、租借地である関東州に、「新領土」としての台湾の教育を移植しようとしたが、教育者と学習者からの抗議反発を買い、結局その中の明らかな「同化」の部分の削除し、折衷様式で行うことになったと分かった。そして、中国国内で反帝国主義がさらに高揚し、特に教育権回収運動が始まって、それに対応する教育政策も取らなければならない状況になり、1921年と1923年また二回改正を行った。歴史科目を増設し、日本語の授業時間数をさらに削減して、1906年の公学堂規則が公布してから、初めて日本語の授業時間が中国文の授業時間より少なくなった。このような改正は段々激しくなりつつある中国人の反日情緒を治めようとした意図があったと考えられる。

満鉄付属地の日本語教育は、満鉄の監督機関である関東州政府の教育政策のもとで制定したが、結局満鉄側の利益を求めることが究極の目的で行われた教育であると言える。1909年6月に蓋平公学堂が開校し、「蓋平公学堂規則」が公布された。この満鉄最初の公学堂規則は、主に清の政府の「奏定学堂章程」に依拠し、主旨は「德育ヲ施シ実学ヲ授ケ有用ナル良民ヲ養成スル」ことである。この規則によれば、日本語の授業は随意科目とされたが、実際の教育時間から見たら非常に重視していたことが分かった。そして、1914年、「蓋平公学堂規則」の改正という位置づけで「南満州鉄道付属地公学堂規則」が公布された。日本語は随意科目から必修科目となった。これについて、当時公学堂の教師として活躍した多くの日本人は同化主義者で、「日本語の拡充に努力」することを己の使命としていたため、彼らの日本語教育活動のほう教育方針をリードしていた結果である。さらに、1917年4月、南満州鉄道株式会社が学校の経営主体である会社の経営権を強調するために、名前を「南満州鉄道付属地公学堂規則」から「南満州鉄道株式会社公学堂規則」に改正した。その後、関東州と同じように、中国において五四運動、教育権回収運動など反抗運動の影響で、1923年に再び改正を行った。関東州1923年の改正と同様に「日本ヲ教へ」という文字が削除されるようになった。

それから、1932年に偽満洲国が成立し、さらに1937年、「新学制」という一連の教育法規が実施され、日本語は「惟神の道」と一緒に、旧満洲の中国人を「忠良なる帝国臣民」を仕上げる手段とされた。日本語教育については、偽満洲国成立直後、成立前の中国人の

反発情緒の高揚と満洲事変勃発のため、しばらく混乱した状態が続いた。一方で、日本人との頻繁な接触で、中国人にとって日本語がますます必要となっていたため、日本語学習、日本語教育のブームが起こった。1936年1月14日偽満洲国文教部によって、「関于小学校教科規程之件」が公布された。日本語教育の趣旨は「易しい言葉と文字及び文章を理解させ、運用能力の養成」を図ることである。この時期の日本語教育は外国語教育の性格を持っていた。1937年教育制度改革により、日本語が「国語の一つ」となった。「新学制」において偽満洲国の「国語」は中国語、日本語（地域によっては蒙古語、ロシア語）と複数あったのである。そして、日本語の絶対優勢地位の確立と日本語の普及を通して、「満洲国国民」の精神同一化と日満一徳一心の目的を達成しようとした。さらに、1944年4月「関東州教育令」が公布され、日本語教育のほうは日本語の理解力と発表力を養成するだけでなく、日本語教育を通しての「日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養」に努めることになっていた。

第4章は研究二で、日本語教育内容である旧満洲の初等日本語教科書についての内容分析を行った。三つの編纂部が編纂した四つの系列の教科書を研究対象として、形式、題材、内容の面から考察した。教科書の形式の面については、構成、表記、挿絵、語彙、分量と配列をそれぞれ分析した。これらの考察を通して分かったのは、こうした植民地に対する日本語教育の教育内容としての教科書は、たとえ日本語の表記一つとってみても、それらが背景にある植民地政策の制約の下にあったことである。教科書の題材の面については、児童の生活から出発し、子どもたちの身の回りのことを映す教材が多く取り入れられていた。子どもの馴染みのあることから学習することは日本語普及に努めるばかりでなく、日本語を習いながら、日本文化、日本精神についても理解できるようにさせるためである。道徳教材のほうは、日本の道徳規範を教科書に入れて、さらに、軍国主義、帝国主義に関する内容も取り入れることにより、植民地統治側が求める日本化した「満洲人」を作り上げようとするものであった。それから、内容分析（content analysis）の手法で日本語教科書の中にある「言語」「文化」「国民」「国家」に関する要素を抽出して考察した。分析の結果、異なる編集部が違う時期に編纂した教科書には明らかな違いがある。このような違いはそれぞれの編集部の編纂理念が異なるためにあり、同時に教育政策と教育法規の変化に応じて生じたものと判明した。

一方では、これらの教科書には共通しているところもある。まず、全体的には「話方本位」の教育理念を徹底しているのが特徴である。旧満洲の日本語教育の教育目標はまず日本語で話ができることであり、同時にこれは日本語教科書の編纂目的でもある。このような目標を実現するため、教科書には子どもたちの生活や身の回りのことに関する内容を取り入れることを通して「生活語」を習得させて、また「日本式生活様式」、「日本的秩序」、「日本的文化」に関する内容を多く採用している。つまり、日本語普及の目的を達成すると同時に、旧満洲の子どもたちに「日本式思想様式」或いは「日本精神」への感化という中核的目的もあったわけである。次に、南満洲教育会教科書編集部編纂の教材以外、多か

れ少なかれ「国家」、「国民」に関する内容が取り入れられていたことが分かった。日本の起源、天皇、神社、植民地に関する紹介は単なる宗教や日本文化として扱うのではなく、それを国教化する意図や神道的国家観の独自の性格が現れている。このような教育内容から旧満洲の子どもに愛国心や忠誠心など国民としての道義を涵養させ、「祖先崇拜」、「忠君愛国」の思想を埋めこもうとする目的が見えてくる。

第5章では、中国の研究者斉紅深が収集した『見証—日本侵華殖民教育』に記録された106人の教育体験者のオーラル・ヒストリーを研究対象として分析を行った。これらのオーラル・ヒストリーを「学校での言語活動及び日本語教育」、「日本語教科書」、「教育体験者の抵抗と植民地教育がもたらした影響」の三つの面から、それぞれの記述について考察を行った。第5章のオーラル・ヒストリーの考察を通して、一方では研究一で明らかにした教育関係法規の変化と研究二で究明した日本語教科書の内容を実証できた。もう一方では、教育体験者にとっては、教科書の中の「日本精神」の涵養に関する内容に対して、最も印象的で違和感を感じていたことが分かった。より高学年の学生はそうした内容に対して反抗する態度を示したが、初等教育から日本語を受けていた子どもたちは、抵抗なくむしろ自然に受け入れていた。こうした環境の中で、自分が中国人であることが分からなくなり、知らず知らずのうちに子どもたちのアイデンティティ意識が変化してきたことが察せられた。

第6章では、研究一、研究二、研究三で明らかにされたことをまとめ、この三つの研究の間のつながりとその理論的原理をさらに明確にした。最後に、この研究の結論を述べてから、今後の研究課題を展望した。